



平成 28 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
 代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武
 (コード番号：3672 東証第一部)
 問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一
 財務・経理部長
 (Tel. 03-4577-6701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 28 年 12 月 22 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 子会社を含めた今後の事業内容の多様化及び事業展開に備え、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が社外取締役、社外監査役から取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役に拡大されました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 30 条及び第 40 条の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、第 30 条の変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～14. (条文省略)	1. ～14. (現行どおり)
(新設)	<u>15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業</u>
<u>15. ～16.</u> (条文省略)	<u>16. ～17.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 32 条 (選任方法)</p> <p>1～2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 33 条 (任期)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 40 条 (監査役の責任免除)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 32 条 (選任方法)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 33 条 (任期)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 40 条 (監査役の責任免除)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 定款変更の日程

- (1) 定時株主総会開催日 : 平成 28 年 12 月 22 日 (木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 : 平成 28 年 12 月 22 日 (木曜日)

以 上